

社 会 福 祉 法 人 天 寿 会
介護老人保健施設ホッツスプリング美原
運 営 規 程

（総 則）

第 1 条 社会福祉法人天寿会介護老人保健施設ホッツスプリング美原の運営管理については、法令の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（事業の目的）

第 2 条 社会福祉法人天寿会が設置する介護老人保健施設ホッツスプリング美原（以下「事業所」という。）において実施する介護保健施設サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士、作業療法士、支援相談員、介護支援相談員、事務員（以下「介護保健施設サービス従業者」という。）が要介護状態の利用者の人権を擁護し、適切な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 この事業所が実施する事業は、利用者の人権擁護を基本として、要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気をもったサービス提供に努めるとともに、常に利用者の家族や地域と連携を図り、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 事業をスムーズに運営するために、施設内での苦情・意見を聴取するための投書箱の設置並びに施設内に独自のオンブズマン「苦情調査員」制度を導入して、利用者・家族に開かれた施設としての運営に努める。
また、介護保険制度下において規定されている身体的不拘束について、さらに一歩進めて「N0 身体的拘束」の実施に努める。

さらに、職員の資質向上のため、施設内において処遇・接遇等について独自の研修計画を策定・実施し、人権問題について積極的に研修を行い、より快適な療養生活を提供し、利用者本位のサービスの提供に努める。

3. 事業の実施に当たっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
4. 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---|---|--------------------|
| (1) | 名 | 称 | 介護老人保健施設ホットスプリング美原 |
| (2) | 開 | 設 | 年 月 日 |
| | | | 平成8年12月17日 |
| (3) | 所 | 在 | 地 |
| | | | 大阪府堺市美原区菅生903番地3 |
| (4) | 電 | 話 | 番 号 |
| | | | 072-363-2777 |
| (5) | 開 | 設 | 者 |
| | | | 網田 隆次 |
| (6) | 介 | 護 | 保 |
| | 險 | 指 | 定 |
| | 番 | 号 | |
| | | | 2750180156 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------------------|-----|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| | 施設の運営管理全般と所属職員の指揮監督 | |
| (2) | 副管理者 | |
| | 管理者を補佐し、職員の統括 | |
| (3) | 参事 | 若干名 |
| | 管理者の指示による人権・研修・渉外等の特命業務 | |
| (4) | 事務長 | 1名 |
| | 事務職員の統括 | |
| (5) | 医師 | 1名 |
| | 利用者の診療及び保健衛生の指導 | |

(6) 看護職員 10名以上

利用者の保健衛生に留意し、医師の指示に伴う看護業務

(7) 介護職員 24名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務

(8) 支援相談員 1名以上

利用者及び家族よりの相談業務

(9) 理学・作業療法士 1名以上

利用者の心身の機能回復訓練指導

(10) 管理栄養士 1名以上

利用者の身体状況・病状及び嗜好に応じた献立作成、食事の提供並びに利用者又は家族への栄養管理指導

(11) 介護支援専門員 1名

利用者の施設サービス計画の作成業務

(12) 事務職員 3名以上

一般事務及び庶務業務

(入所定員)

第6条 この事業所の入所定員は次のとおりとする。

(1) 定員 100名

(サービス内容)

第7条 この事業所のサービス内容は次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食 事

朝食 7時45分～ 8時15分

昼食 11時45分～12時45分

夕食 18時00分～19時00分

(3) 入 浴

一般浴槽入浴 週 2 回

特別浴槽入浴 週 2 回

利用者の病状及び心身の状況に応じて清拭等にて清潔保持に努める。

(4) 医師の治療方針に基づく医学的管理看護

(5) 看護及び医学的管理の下での介護

(6) 機能訓練

(7) レクリエーション行事

(8) 療養上必要な事項についての指導及び説明

(9) 相談・援助サービス

(10) 理美容サービス

(11) 洗濯サービス

(12) 行政手続代行

(利用料等)

第 8 条 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該介護保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割または 3 割の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3. 本事業所は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

一 食事の提供に要する費用 1, 5 5 0 円／日

(朝食 3 5 0 円／回、昼食 6 0 0 円／回、夕食 6 0 0 円／回)

二 居住に要する費用 従来型個室 6 0 0 円／日 多床室 6 0 0 円／日

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を

行ったことに伴い必要となる費用 実 費（別途消費税要）

四 理美容代 カット 2, 0 0 0 円／回

 カット＋顔剃り 2, 6 0 0 円／回

 毛染め 4, 3 0 0 円／回

 パーマ＋カット 6, 5 0 0 円／回

五 第 1 号及び第 2 について、介護保険法施行規則第 8 3 条の 6 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、第 2 号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第 2 1 条）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

六 第 2 号について、外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。

4. その他、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、別表のとおりとする。
5. 本事業所は、第 3 項各号及び第 4 項に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
6. 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
7. サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
8. 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付

する。

（身体の拘束等）

第 9 条 本事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止）

第 10 条 本事業所は、利用者に対し虐待を行わないための対策を講じます。施設内において、従事者に対する虐待防止についての研修計画を策定・実施し啓発・普及するとともに、苦情解決体制の整備等を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場立ったサービスの提供を行うものとする。

（衛生管理等）

第 11 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適性に行うものとする。

2. この事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者がサービス提供を受けえる際の設備利用上の留意事項については次のとおりとする。

- （１） 利用者は医師その他の職員の日課、生活指導を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親和に努めなければならない。
- （２） 利用者が外泊又は外出しようとするときは、その都度外出先・外泊先・用件・帰着する予定時間を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- （３） 利用者は身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに管理者

又は支援相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第 13 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し、又は楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し他の利用者に迷惑を及ぼすこと。ただし、テレビ・ラジオ等の視聴時間については別に定める。
- (3) 指定した場所以外で火器を用い、又は就床し若しくは寝具のうえで喫煙すること。
- (4) 故意に施設若しくは、備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者、又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。(内 1 回は夜間想定とする)

(苦情処理)

第 15 条 介護保健施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2. 本事業所は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、法第 23 条の規

程により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。

3. 本事業所は、提供した介護保健施設サービスの提供に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 3 回
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 本事業所は、介護保健施設サービスに関する記録を整備し、介護保健施設サービス完結の日から 5 年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(別 表)

(入所サービス)

日常生活においても通常必要となるものに係る費用等について

・日用品費	200 円(注1)
・教養娯楽費	150 円(注2)
・文書料	1,100 円(1通当たり)(注3)

(注1) 日用品費 内訳(タオル・シャンプー・石鹸・歯ブラシ・ティッシュペーパー等)

(注2) 教養娯楽費 内訳(クラブ活動、レクリエーションの教材費・折り紙・色画用紙・
クレパス等・新聞・雑誌等の購入費用等)

(注3) 消費税課税対象のため消費税含み金額